

「介護割引」の適用条件等の一部変更について

ANA は、本日 2009 年 6 月 19 日(金)、「介護割引」の適用条件等の一部変更について、国土交通省に届出を行いました。

2009 年 7 月 1 日(水)受付分より、介護を受けられる方の適用対象をこれまでの「要介護」に加えて「要支援」認定を受けた方にも拡大いたします。また、介護される方お一人様につき 2 名様までとっておりました人数の上限をなくし、何名様でもご登録いただけるようにいたします。

あわせて、お申込みいただいた情報を基にこれまで発行しておりました「介護パス」に代えて、ANA マイレージクラブ会員情報に「介護割引」に関する必要事項を登録する方式に変更いたします。これにより、「スキップ予約」(予約・購入・座席指定)をお済ませのお客様は、「スキップサービス」のご利用が可能となります。

離れて暮らすご家族の介護にANAの「介護割引」をどうぞご利用ください。

概要は次のとおりです。

1. 適用対象者の拡大

(1)実施日 : 2009 年 7 月 1 日(水)受付分より

(2)内容 : 現行の「要介護被認定者の介護者(*1)」に加え、「要支援被認定者の介護者(*1)」を新たに適用対象といたします。また、介護を必要とされる方(被認定者)お一人様につき 2 名様までとっておりました介護者の人数上限を廃止し、何名様でもご登録いただけるようにいたします。

(*1)「介護者」は、要介護被認定者または要支援被認定者の二親等以内の親族の方、配偶者の兄弟姉妹の配偶者の方および子の配偶者の父母の方(いずれも満 12 歳以上)が対象となります。

2. お申込み・登録方法の変更

(1)実施日 : 2009 年 7 月 1 日(水)受付分より

(2)内容 : 「介護割引」のお申込みにあたっては、ANA マイレージクラブ(入会金・年会費無料)へのご入会が必要となります。(クレジットカード機能付の ANA カード(有料)もごございます。)

ANA 介護割引情報登録事務局(*2)にお申し込みいただきました内容に基づき、ANA マイレージクラブの会員情報に「介護割引情報登録」(ご利用いただける路線および有効期限の情報登録)をおこないます。「介護割引情報登録」の有効期間は、登録日より1年間となります。

ご購入およびご搭乗手続きに際しては、「介護割引情報登録」が済まされているANA カードまたはANA マイレージクラブカードの提示(またはお客様番号の入力)が必要となります。

これに伴い、現行お申込時の必要書類のうち、写真(3cm×3cm)は不要となります。

(*2)2009年7月1日(水)より、「ANA 介護パス発行事務局」は「ANA 介護割引情報登録事務局」へ名称変更いたします。

3. その他

- ・「介護割引情報登録」が済まされているANA マイレージクラブカード(またはANAカード)をご利用いただくことにより、「予約・購入・座席指定」をお済ませのお客様は、当日空港カウンターにお立ち寄りいただくことなく「スキップサービス」をご利用いただけるようになります。
- ・既に「介護パス」をお持ちのお客様は、有効期間内は現在お持ちの「介護パス」をそのままご利用いただけます。更新時には、順次「介護パス」からANA マイレージクラブ「介護割引情報登録」への切り替えをお願いいたします。
- ・「介護割引」の詳しいご利用条件やお申込方法は、ANAホームページをご参照ください。お申込みに必要な申請用紙もANA ホームページからPDF形式のファイルでダウンロードいただけます。申請用紙は、ANA国内線カウンター(市内・空港)でもご用意しております。
- ・「ANA マイレージクラブ」へのご入会は、ANA ホームページで承っております。また、お電話(0120-029-707)で入会申込書をお取り寄せいただくこともできます。
- ・「介護割引」の運賃額やその他の適用条件は、変更ありません。

以上